

高齢者施設等管理者・施設長 様
障がい支援施設等管理者・施設長 様
救護施設長 様

大阪府知事

「高齢者施設等従事者定期PCR検査」の積極的な受検について（要請）

日頃より大阪府政の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きいことから、高齢者施設等での感染防止や早期対応は一層重要となっています。

そこで、本府では「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、高齢者施設等の従事者の方に対する新型コロナウイルス感染症の定期的なPCR検査を実施しているところです。

定期的なPCR検査は、無症状の感染者を早期に探知できることから、施設での感染拡大を最小化することに繋げ、クラスターの発生を未然に防止することを目的としています。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開等を通じ、検査を受ける施設を増加させることとされました。

つきましては、本趣旨をご理解の上、可能な限り積極的に受検いただきますよう特措法第24条第9項に基づき協力を要請いたします。

なお、本検査事業の詳細につきましては、各市へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

< 参 考 >

●新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

※新型コロナウイルス感染症は、感染症法第6条第7項において、「新型インフルエンザ等感染症」として定義されています。

●新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日変更）

令和3年2月8日時点で緊急事態措置区域であった10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、4月から6月にかけて、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求める。併せて、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。